

別表2

- 1 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度
のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいをもつもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわた
る安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態
であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
の
- 10 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障がい重複する場合
であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの